

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第 6 号

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和市議会委員会条例（昭和 3 7 年大和市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表環境建設常任委員会の項所管事項の欄第 1 項中「環境農政部」を「環境施設農政部」に改め、同欄第 2 項中「街づくり計画部」を「街づくり施設部」に改め、同欄中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。